

総務常任委員会会議録			
日 時	令和5年 9月20日（水）	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時54分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	松岩委員長、小池副委員長、白川・松井・佐々木各委員		
説 明 員	総務・財政・教育各部長、消防長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

開議に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

過日開催されました当委員会におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に就任した松岩でございます。もとより微力ではございますが、副委員長をはじめ、委員各位と、説明員各位の御協力をいただきながら、公正で円滑な委員会運営に努めてまいり所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、白川委員、松井委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申出がありますので、これを許します。

「令和4年度における小樽市職員倫理条例の運用状況について」

○（総務）浅井主幹

小樽市職員倫理条例第24条の規定に基づきまして、令和4年度における同条例の運用状況について御報告いたします。

資料を御覧ください。

初めに、「1 公益目的通報」につきましては、倫理条例第22条の規定に基づく職員以外からの通報であります。令和4年度は1件ございました。

通報の概要につきましては、令和2年度のヒグマ防除隊の出動に関わり、ヒグマ防除隊の担当者が市に対し、虚偽の出動報告をすることによって、特定の隊員に対し、出勤手当が多く支払われるように不正な操作を行ったというものであります。

この通報を受け、小樽市コンプライアンス委員会で調査することを決定し、調査したところ、通報者が「出勤しているのに出勤扱いになっていない」、「出勤していないのに出勤扱いになっている」と指摘した点については、通報者の誤認や市の担当者が作成した資料による誘発、通報対象者の報告漏れなどのほか、出勤扱いとする場合の考え方によるものであることから、通報対象者が不正を目的として虚偽の出動報告を行ったものではないとして、通報対象事実があるとは認められないとコンプライアンス委員会が判断いたしました。ただし、出勤実績に誤りのあるものや、誤っている可能性があるものが見受けられたことから、市において出勤実績を精査の上、各ヒグマ防除隊に対する令和2年度の出勤手当の過不足を精算する必要がある旨を示し、その後、過不足が精算されたところであります。

なお、令和3年度以降は、既に出動の確認方法の改善が図られております。

次に、「2 不当要求行為等」につきましては、倫理条例第12条に定めるものでありますが、令和4年度においては1件ございました。

これについては内容を公表することで、相手方を刺激する可能性もありますので、件数のみの記載としております。

最後に、「3 職員研修」につきましては、倫理条例第6条に規定されているものですが、令和4年度は合計で49件の研修を実施し、延べ820名が受講しております。そのうち、コンプライアンス、公務員倫理、地方公務員法及びリスクマネジメントに関する研修につきましては8件実施し、延べ192名が受講しております。

○委員長

「第7次小樽市総合計画の中間見直しに係る経過報告について」

○（総務）企画政策室谷守主幹

第7次小樽市総合計画の中間見直しに係る取組経過と今後の予定につきまして、御報告をいたします。

今年度に入ってから取組経過といたしましては、4月以降、全庁的な体制の下で基本構想の改訂の検討を進め、DXや脱炭素などの大きな社会的変化を踏まえた追加記載や、人口減少対策に関する記載内容の充実化等を含む改訂原案を8月に決定いたしました。

この基本構想の改訂原案につきましては、各議員へ配付するとともに、8月31日に小樽市総合計画審議会へ諮問したところであり、10月2日までの期間でパブリックコメントの募集も行っております。

今後、審議会では三つの分科会に分かれて審議を進めていただき、答申の決定は11月頃を想定しておりますが、その後パブリックコメントの結果と答申を踏まえて、案の調整を行い、令和6年第1回定例会での議案提出を予定しております。

なお、基本計画の改訂につきましては、基本構想の改訂内容を踏まえながら庁内での検討を進めることとしておりまして、現時点では、原案の決定は来年度の夏頃を想定しているところでございます。

○委員長

「小樽市自治基本条例の検討・見直しの状況について」

○（総務）企画政策室藤本主幹

小樽市自治基本条例の検討・見直しの状況について御報告いたします。

資料を御覧ください。

まず、小樽市自治基本条例は、5年を超えない期間ごとに条例が小樽のまちづくりに適しているかどうかを検討することが規定されており、令和5年度がその検討の時期に当たることから、外部有識者によって組織される小樽市自治基本条例検討委員会において検討を進めているところであります。

まず、「1 検討の視点について」ですけれども、7月7日に市長より小樽市自治基本条例検討委員会に諮問がなされ、条例が本来の機能を発揮し、初期の目的を達成しているか、社会状況の変化に対応するための条文の修正や追加が必要か、この二つの視点で検討を進めているところであります。

次に、「2 検討スケジュール」についてですが、6月5日に第1回検討委員会が開催された後、現在、第3回検討委員会まで検討が進んでおり、第5回検討委員会での議論終了後、11月下旬に答申書が提出される予定となっております。そして、答申書の提出を受けまして、市として見直しの必要性を判断することとしております。

なお、改めて整理をした結果、当初予定していた議員の皆様への意見照会を実施しないこととなりましたことから、委員会等で御議論いただければと考えております。

○委員長

「小樽市自治体DXに関する全体方針」の策定に向けたパブリックコメントの実施について」

○（総務）デジタル推進室今井主幹

「小樽市自治体DXに関する全体方針」の策定に向けたパブリックコメントの実施について御説明いたします。

A4縦の資料を御覧ください。

現在、デジタル社会の構築に向けて取組が進められております。本市においても、全庁的にDX、デジタルトランスフォーメーションを推進していくために、「小樽市自治体DXに関する全体方針」の策定を進めてまいりましたが、このたび、全体方針（案）についてパブリックコメントを実施し、市民の皆様から意見を募集いたします。

全体方針の構成については、「1 はじめに」から「5 参考」までで構成しており、内容については、A4横の資料に概要をまとめておりますので、御覧いただきたいと思います。

第1章では、自治体DXの背景や本方針の位置づけなどについて4項目で整理しております。

第2章では、自治体DXに向けての基本的方向性として、市民の利便性向上、職員の生産性向上、それを支える情報セキュリティ対策の強化の三つを挙げております。

第3章では、基本的方向性を受けて、本市が進める取組事項について、（1）手続等のオンライン化・窓口改革か

ら（10）セキュリティ対策の徹底について、今後5年程度の間に予想される取組と時期を整理しております。

また、資料の裏面に取組のおおよその時期について記載しています。

第4章では、推進体制として、推進体制の整備と人材の確保・育成について整理しております。

今後の予定ですが、明日9月21日から10月20日までパブリックコメントを実施し、11月中に全体方針の決定、12月の第4回定例会の本委員会において報告を行う予定です。

○委員長

「令和5年度小樽市総合防災訓練の概要について」

○（総務）災害対策室安藤主幹

令和5年度小樽市総合防災訓練の概要について報告いたします。

お手元の資料の「1 今年度の訓練の特色」についてですが、令和3年度から消防行動に災害対策本部を設置し、実動訓練と連携し、状況に応じて、判断、指示を行う本部運営訓練を行っています。

令和5年度は3年度と同様に、地震・津波災害の対応訓練を実施し、今年度は時間軸を進めて、被災後、約6時間から8時間経過した対応を訓練いたしました。

次に、「2 訓練日時・主催・場所」についてですが、日時は8月31日、13時20分から約3時間。主催は小樽市防災会議。場所は災害対策本部訓練を消防庁舎6階講堂、現場実動訓練を勝納ふ頭2番のほか、桜2丁目公園から東小樽会館で行いました。

次に、「3 訓練の流れ」についてですが、災害想定として31日、7時20分に北海道留萌沖を震源とする大規模地震の発生、同7時23分、大津波警報を受け対策本部を設置し、第1回、第2回対策本部会議を経た後、被災後、約6時間経過以降の対応から今年度の訓練を開始いたしました。

災害対策本部訓練及び現場実動訓練の概要として、まず、市長記者会見で被災・対応状況を報告。本部運営訓練として、報告される情報に対する判断・指示の訓練。本部会議訓練では、各対策部長から災害対応の状況・報告を行ったほか、現場実動訓練は、記載の訓練の順序に従って行いました。

意見交換等については、北海道の総務部危機対策局危機対策課や各機関から派遣されたリエゾン、連絡員などから御意見をいただき、今後の課題として主なものは、1点目として、対策本部に上がる前の情報収集・処理活動に焦点を当てた訓練も今後検討が必要ではないかということ。2点目として、津波発生時の道路啓開作業の細部検討や、同様の場合の海上訓練の内容も検討が必要ではないかということ。3点目として、実災害時のような同時多発的に発生する事象に対する実効性の高い訓練の検討が今後、必要ではないかというものでありました。

今後、いただいた御意見を参考としながら、来年度の防災訓練実施に向けて、防災会議等の場で訓練内容を検討していきたいというふうに考えております。

○委員長

「令和5年9月12日の落雷・大雨に伴う被害等について」

○（総務）災害対策室北出主幹

令和5年9月12日（火）の落雷・大雨に伴う被害等について御報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。

「1 気象庁等の道内予報（災害事象多発時）」ですが、9月12日、12時23分発表の気象庁予報によると、（1）雷・洪水・濃霧注意報が発表されていた中、大雨警報が10時50分に発表されました。

（2）大雨の状況ですが、後志地方が警報級の可能性ということで、12時から18時の雨量が50ミリメートル、18時から24時の雨量が30ミリメートルの予報でした。

（3）大雨の実測値ですが、10分降水量では8時50分で14.5ミリメートル、10時20分では19.5ミリメートル、10時30分では12.5ミリメートルであり、1時間降水量では9時までで15.5ミリメートル、11時までで37.5ミリメートル

ルでした。

「2 災害対策連絡室の対応」についてですが、(1)大雨警報発表時等における被災状況を勘案し、9月12日、11時15分に災害対策連絡室を設置しました。その後、13時30分に第1回連絡室会議、16時30分に第2回連絡室会議を開催しました。

(2)連絡室構成につきましては、総務部長を室長とし、建設部長、建設部次長、消防長、消防次長が構成員となっています。事務局を総務部災害対策室としました。

(3)9月13日、10時から緊急部長会議を開催しました。

(4)災害対策連絡室の解散は、緊急部長会議を開催したことにより、今後の対応は関係部局での実施を確認できたため、9月13日、18時で災害対策連絡室を解散しました。

「3 災害対策連絡室での情報集約」についてですが、連絡室を解散した9月13日、18時までで、庁内で182件、庁外で3件、合計185件の被害状況でした。

庁内の主な被害の内訳は、通行止め、側溝・マンホール溢れなどの道路冠水相当が125件、家屋浸水が17件、下奥沢川などの河川氾濫が10件、入船4丁目などの土砂災害が3件、その他で27件。

なお、庁内各部の対応は記載のとおりとなっております。

庁外の主な被害の内訳は、北海道電力株式会社からの情報として、8時35分に停電が発生、一時1,831戸で停電、復旧は12時5分。北海道からの情報として、道道若松アンダーパスが冠水し、9時から17時の間通行止め。北海道ガス株式会社からの情報として、稲北十字街周辺で都市ガス300戸が供給停止となり、14時39分に復旧いたしました。

○委員長

「小樽市新総合体育館基本計画の策定について」

○（教育）近藤主幹

小樽市新総合体育館基本計画策定について、今回は、令和5年度第2回から第4回の小樽市新総合体育館整備検討委員会の開催概要を御報告いたします。

資料を御覧ください。

まず1ページを御覧ください。

第2回の検討委員会は、先行事例視察として7月10日、委員の皆さんと共に、苫小牧市のアブロス沼ノ端スポーツセンターと伊達市総合体育館あかつきを視察してまいりました。

視察を終えて、委員の皆様からは、プールを併設した施設は湿気や床の濡れなど、水との闘いになることが分かったといった意見や、管理を意識した動線計画が必要である。また、時代によって利用者のニーズは変わっていくので部屋の利用目的が変わることも想定したほうがよい、こういった御意見がございました。

続きまして、8ページからは、7月20日に開催されました第3回検討委員会の概要でございます。

ポイントのみを説明いたします。

まず23ページを御覧ください。

ここからは導入規模・機能のうち、昨年度策定しました基本構想では決めていなかった部分について、定めています。

24ページを御覧ください。

ここでは、プール室の公認プールの扱いについて記載しています。公認プールにつきましては、公認とした場合も入水用スロープの設置が可能なこと、また多くの関係団体から公認プールの要望があること、また競技団体から具体的な公認大会の実施案が示されていること、そして後志管内に稼働している公認プールが存在せず、後志管内の水泳団体からも大きな期待が寄せられていること。こうしたことからプール室の25メートルプールは公認プール

を基本とすることを記載しています。

次に26ページと27ページを御覧ください。

ここでは、新総合体育館の基本理念である、「誰もが集い」を実現するための、にぎわい創出機能について記載しています。

新総合体育館のにぎわい創出は、まずエントランスから続く市民交流スペースを核に、このスペースと隣接するキッズスペース、そして、エントランスの外にある屋外デッキ、この連続した三つの空間により創出します。

次に40ページを御覧ください。

こちらは、新総合体育館の2階の配置計画になります。現総合体育館の跡地は駐車場となりますが、現総合体育館と新総合体育館の敷地には、建物1階ぐらいの段差があります。したがって、新総合体育館のメインエントランスは2階になりますが、エントランスと駐車場の間は斜面となりますので、ここにデッキを設けまして、高さを同じレベルにする必要が生じます。

以上、第3回検討委員会のポイントを述べましたが、委員の皆様からは特にキッズスペースについての意見が多く寄せられ、例えば、キッズスペースは子供の遊び場なのか、それとも一時預かり所なのか、これをはっきりさせるべきであるという意見ですとか、小樽市は子供を連れていく場所が少ないということで聞いておりますので、遊べる施設とすることが大事であるとの声や、他市では移住促進策としてアスレチック施設などを設置しているとの御意見のほか、キッズスペースの面積が少し小さいように思うといった御意見もありました。

続きまして51ページを御覧ください。

ここからは、8月30日に開催されました第4回検討委員会の概要になります。

またポイントのみを説明いたします。

まず59ページを御覧ください。

第3回検討委員会で、キッズスペースにつきまして、たくさんの御意見をいただきましたが、第4回検討委員会では、他市の事例を整理し、キッズスペースの規模について協議しております。資料にありますとおり、本市が予定しているキッズスペースの規模は、他市の状況から平均的な規模であることが分かりましたが、本市の場合はキッズスペースへの期待が大きいことから、キッズスペースの拡大については、設計段階において、実際に設置する遊具などを配置した上で検討することとしております。

続きまして61ページと62ページを御覧ください。

ここでは、イベントの開催について、道内のプロスポーツチームへのヒアリング内容を整理しています。新総合体育館の規模では多くの種目の公式試合には対応してございませんが、プレシーズンマッチや選手によるクリニックなどの実施の可能性があるとのことのお答えをいただいております。

続きまして87ページを御覧ください。

ここでは、新総合体育館におけるZEB、ゼロ・エネルギー・ビルディングについての考え方を整理しています。

本市の小樽市温暖化対策推進実行計画の記載内容、そして令和5年3月に表明したゼロカーボンシティ小樽市の宣言内容、それから国の主要な交付金がZEB化を交付要件としていることから、新総合体育館のZEB化は必須と考えております。しかしながら、体育館やプールはZEB化の実績が少ないことから、ZEBの中でも最もエネルギー削減率が低い、まずはZEB Orientedを目指すことといたします。

続きまして90ページを御覧ください。

ここでは、災害時の体育館利用について整理しています。災害対策室では、災害のレベルに応じて体育館の利用について、三つのパターンを想定しています。

市役所が大きな損害を受けた場合を想定したパターン3では、体育館は代替庁舎の役割を果たす案となっております。

以上が第4回整備検討委員会での協議内容ですが、その他といたしまして、新総合体育館整備期間中の小樽公園の一部利用制限につきまして、旧緑小学校跡地にある記念碑の保存要望につきましても御報告しております。

第4回検討委員会の委員の主な御意見は、まず、キッズスペースについて、障害のある子供も遊べるような施設にしてほしいといった意見や、オープンスペースではなく個室にすべきではないかといった意見、その他アリーナやプールの床材、あとプールの湿気対策ということについても計画に明記するべきではないかといった意見がございました。

○委員長

「後志管内消防指令業務の共同化について」

○（消防）徳田主幹

後志管内消防本部におきまして、検討が進められてきました消防指令業務の共同化について御報告いたします。

お手元の資料の1枚目を御確認ください。

「第1 国及び北海道における消防の広域化、連携・協力の動き」であります。

国は、人口減少が現実のものとなる中、市町村が災害の多様化・大規模化に対応し、その消防責任を十分に果たしていくため、消防の規模を拡大することで行政財政上のスケールメリットを生かすべく、消防体制の整備及び充実強化を推進しており、このような国の方針の下、北海道ではより効果的な消防体制の構築を目指し、北海道消防広域化推進計画を策定し、消防の広域化について様々な議論がされてきましたが、消防本部の面積が大きく、スケールメリットを見いだせないなどの理由から、平成31年3月に「第三次北海道消防広域化推進計画」を策定し、消防指令業務の共同化を積極的に進めることとされております。

次に、「第2 後志管内消防指令業務の共同化の協議状況」についてであります。

国や北海道が消防指令業務の共同化を進める中、後志管内では、小樽市に対し、岩内・寿都地方消防組合、羊蹄山ろく消防組合及び北後志消防組合の3消防本部からの申入れにより、令和4年1月から共同化に関する協議会を設置し、協議検討してきたところ、本年4月に、羊蹄山ろく消防組合を除く3消防本部で共同化を実施するなど一定の検討結果が示されたことから、令和5年4月には小樽市関係部長会議で検討結果の報告を行い、小樽市においての共同化の合意形成がされたところでございます。これを踏まえまして、2消防本部を構成する町村長に対しまして、共同化の実施及び参加について意向を確認し、7月下旬までに承諾を得たところでございます。

令和5年8月には、後志総合振興局から、共同化に係る説明会が開催され、各町村の担当者に対して財政措置等に係る説明が実施されております。また、後志管内各消防長による共同化に係る会議を開催し、共同化の今後の方向性、共通認識等を確認したところでございます。

次に1枚めくっていただきまして、「第3 消防指令業務の共同化の概要及び効果」であります。

共同消防指令センターでは、各消防本部がそれぞれ受け付けていました119番通報を一元的に小樽市で受け付けることにより、地震や台風などの大規模化、複雑化する災害発生時には、正確な情報収集や分析を行うことで、複数の地域で災害が発生しても効果的な災害対応が行えるほか、人員や物資の調整を行うことにより、被害の拡大を防ぐことが可能となります。

さらに、動画など映像やテキストでの通報など、高度化する119番通報に対応した最新の機能を備えた消防指令センターにより、市町村の規模にかかわらず同一の住民サービスを提供することが可能となります。

また、今後、各消防本部がそれぞれ整備しなければならない消防指令センターを共同で整備することにより、費用の低減を図ることが可能となります。

次に、「第4 構成市町村が合意した内容」でございます。

共同化を構成する市町村は、小樽市、岩内・寿都地方消防組合を構成する7町村及び北後志消防組合を構成する5町村の計13市町村となります。

名称は、後志共同消防指令センター。運営方式は、地方自治法第252条の14の規定に基づく、小樽市に対する事務委託方式。設置場所は、小樽市消防庁舎3階。配置人員は20名。事業費につきましては、整備費が約12億4,800万円、年間の保守管理費が約6,110万円、人件費が約1億6,700万円となります。財源につきましては、緊急防災・減災事業債を活用する予定でございます。

最後になりますが、「第5 今後のスケジュール」です。

令和5年11月には、共同化を実施する小樽市長、岩内・寿都地方消防組合及び北後志消防組合の管理者による合意文書の締結、令和6年度に実施設計業務の委託、令和7年度には庁舎の改修及び後志共同消防指令センターの工事。また、消防指令業務の委託に関する規約の策定、そして試験運用を行いたいと考えております。令和8年度には、正式に運用開始をしたいと考えております。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第21号について」

○（総務）職員課長

議案第21号小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

本年4月に、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律による地方自治法の一部改正が行われ、地方公務員に支給可能な手当の種類を列挙している同法第204条第2項が改正され、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当が特定新型インフルエンザ等対策派遣手当に名称変更がされました。

この手当は、特定新型インフルエンザ等対策に係る事務のため、国や他の地方公共団体から派遣された職員に対し支給するものでありますけれども、これまでは、緊急事態宣言が発出されている期間中に派遣された場合が支給対象であったものが、政府対策本部が設置されている期間中に派遣された場合まで支給対象が拡大されるなどしたことによりまして、当該手当の名称が変更となったものであり、このことを受けまして、本市の給与条例第2条でも規定しております当該手当の名称を変更するとともに、所要の改正を行うものであります。

なお、施行期日は公布の日としております。

○委員長

「議案第23号について」

○松井委員

提案者を代表しまして、議案第23号小樽市非核港湾条例案の説明を行います。

ロシアのウクライナ侵攻が続く中、核をめぐる緊張は今、世界的に強まっています。

日本は世界唯一の戦争被爆国として核兵器廃絶をリードすると言いながら、核兵器廃絶への道筋を示した核兵器禁止条約に背を向け、事実上、核保有国の代弁者となっています。政府が核兵器廃絶の先頭に立たないのであれば、地方自治体と市民から核兵器をなくす運動を起こすことが必要です。

7月31日、米国艦船パトリオットが突然の通知で小樽港に寄港しました。同艦船は昨年7月にも寄港しています。今年2月にはアンティータムが寄港するなど、米国艦船の小樽港利用が相次いでいます。小樽港に入港した米艦船の多くが核兵器搭載可能艦船であり、事前の協議なしに核兵器搭載艦船が自由に通行できることは、米国公文書で明らかになっています。

1975年、神戸市は、神戸港に核兵器搭載の艦船の入港を拒否する決議を採択し、非核証明書の提出を拒む米艦船は1隻も入港していません。

小樽市は1982年、核兵器廃絶平和都市宣言を行いました。小樽港の軍事利用、核兵器持込みを許さないためにも、本条例案の制定が求められます。

各会派の皆さんの賛同をお願いいたしまして、提案説明といたします。

○委員長

説明員の退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員退室)

○委員長

これより、質疑に入ります。

なお、順序は、公明党、みらい、立憲・市民連合、共産党の順といたします。

公明党。

○白川委員

◎防災について

まず、防災についてでございます。

9月12日に本市では大雨により災害が発生いたしました。ニュースでも取り上げられましたが、ここにきて市民の方から被害による相談が寄せられております。先ほど本件についての最新の被害件数、被害の主な内訳についても確認させていただきました。

今回の大雨に伴って、小樽市地域防災計画を確認したのですが、第3章の通信計画では、大雨注意報による表面雨量指数が7以上、土壌雨量指数が81以上となっております。一方、大雨警報による表面雨量指数が11以上、土壌雨量指数が132以上となっております。

この表面雨量指数と土壌雨量指数について、分かりやすく御説明いただけますでしょうか。

○（総務）災害対策室北出主幹

表面雨量指数と土壌雨量指数の説明についてですが、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標になります。

表面雨量指数につきましては、降った雨が地表面にどれだけたまっているかを数値化したもので、土壌雨量指数については、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけたまっているかを数値化したものであります。

○白川委員

今回の大雨での表面雨量指数と土壌雨量指数の数値をお示しいただけますでしょうか。

○（総務）災害対策室北出主幹

今回の大雨の表面雨量指数と土壌雨量指数についてですが、札幌管区气象台に確認しましたところ、小樽市では10時50分から11時30分において11を超えておりました。最大値は11時から11時10分において14とのことでした。これにつきましては、表面雨量指数の回答でございました。

土壌雨量指数については回答をもらっておりません。

○白川委員

その数値からすると、今回の大雨は災害であったという認識で間違いないということでしょうか。

○（総務）災害対策室北出主幹

今回の大雨は災害に該当するかの御質問ですが、最大1時間降水量では9月に降った雨としましては、観測史上2番目の降水量を観測するなど、短時間で降る雨としては災害級の大雨であったと認識しております。

○白川委員

今回、そのような大雨について、地域防災計画の通信計画では、どのような対応をするように記されているのか、お示しいただけますでしょうか。

○（総務）災害対策室北出主幹

今回の地域防災計画の通信計画においては、気象警報等伝達系統に関して、札幌管区气象台などからの情報を受

け、必要に応じて総務部災害対策室からホームページなどで警報級などのお知らせをするほか、防災行政無線や登録制メールを活用して情報伝達することとなっておりますが、今回、突発的な豪雨のため、十分な情報伝達は行えなかったものと認識しております。

○白川委員

今の御答弁でもそうだったのですけれども、今回のこの災害について、防災行政無線での発令がなかったということを市民の方から伺ってありました。

改めて、この防災行政無線について、放送内容の種類についてお示いただけますでしょうか。

○（総務）災害対策室北出主幹

防災行政無線でありますけれども、小樽市防災行政無線管理運用要綱によりますと、一つ目としましては、Ｊアラートの情報を受信したとき。二つ目としましては、災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、避難もしくは救助または復旧に必要なとき。三つ目としましては、市民生活に影響を及ぼすような緊急性または重要性の高い行政情報を伝達する必要があるときなどになっております。

○白川委員

今回の災害については、市民の方からの指摘があったとおり、防災行政無線でしっかりと放送されるべきだったのだろうというふうに私も感じてはいるのですけれども、今後の大雨や落雷、土砂災害に関する災害情報とか避難情報に関しては、しっかりと発せられるべきだと考えるのですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室北出主幹

防災行政無線は、Ｊアラートの国民保護や大規模地震・津波を想定して整備したものであります。

今回の大雨は100件を超える雨水の被害につながったことを勘案すると、結果として、防災行政無線を活用して災害情報を発することが望ましかったものと考えております。

○白川委員

ちなみに、この登録制メールについても同様に通知がなかったということも受けて、これも通知があるべきと思いますけれども、これについてもお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○（総務）災害対策室北出主幹

登録制メールについても発せられるべきではなかったかという御質問ですが、登録制メールは防災行政無線と連動するものなので、本無線が作動しないと本メールは機能しないものであります。登録をしていただいた方は、本無線のスピーカーの伝達内容を聞くことができるため、今後は本無線における災害時の活用も有効な手段の一つと認識を新たにしたところであります。

○白川委員

今日の午前中も、たしかＪアラートの通知が来ていたので、連動されているというのは確認が取れたので、今後の役割について期待したいというふうに思っております。

続いて、代表質問でも触れさせてもらっていたのですけれども、断水時にも使えるトイレがある市の指定避難所の割合について、全ての避難所に簡易トイレを5セットずつ備蓄されているというふうに御答弁いただいていたのですけれども、この5セットとした根拠についてお聞かせいただけますでしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

避難所における簡易トイレの備蓄の考え方ですが、段ボールの中に簡易トイレが1箱5セットで格納されているということもございますが、市内の各避難所には基本的に男子用トイレを2セット、予備も含め女子用トイレが3セットということで、5セットを想定して備蓄しております。

○白川委員

これが足りる、足りないというのは、多分これから災害が起きたときに実際そういった部分の評価が出てくると

思いますので、引き続き、これが合っている数字なのかどうかというのを見極めていければなというふうに考えております。

続いて、防災士取得の費用助成について、市長から本年7月に埼玉県春日部市と新たに都市間協定の締結をしましたと。また、同市は自主防災組織活動カバー率が高いことから、今後、同市の取組を参考にしてみたいと考えておりますとの御答弁をいただきました。

春日部市での自主防災組織を設置している自治体の割合についてお示してください。

○（総務）災害対策室安藤主幹

本年7月に本市と都市間協定を結んだ春日部市の自主防災組織活動カバー率ですが、組織率として令和2年1月に100%に到達し、その後も維持をしているというふうに伺っております。

○白川委員

では、現在での春日部市と本市での高齢人口、そして生産年齢人口、年少人口の割合についてお示しいただけますでしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

令和5年5月末時点の、まず小樽市の人口年齢構成比であります。年少人口が8.0%、生産年齢人口が50.4%、老年人口が41.6%であります。

これに対し、春日部市は年少人口10.9%、生産年齢人口58.4%、老年人口30.7%となっており、小樽市のほうがより高齢化が進んでいるものと考えております。

○白川委員

そうしましたら、この春日部市と本市での高齢人口と生産年齢人口と年少人口の割合と、自主防災組織活動カバー率の関連について見解をお聞かせください。

○（総務）災害対策室安藤主幹

本会議の代表質問で市長からの答弁にもございましたが、本市の高齢化率が40%を超えているという年齢構成となっており、この影響により町内会役員等の担い手が不足していることから、新たな組織の結成に前向きに取り組めないということが一因になっているのではないかとというふうに考えております。

○白川委員

今後の部分についてなのですが、自主防災組織の結成率を高めるために、今後、予定されている取組をお聞かせいただけますでしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

本市の自主防災組織活動カバー率向上の取組につきましては、まず1点目として本市の小樽市総連合町会を通じて、各町内会等への働きかけの機会を増やしていくこと。

2点目として、町内会や市民の皆さんに対し、まち育てふれあいトークなどの各種の防災講話や広報おたる、FMおたる等を活用した自主防災組織結成の意義や災害発生時の具体的な役割をお知らせする中で、防災意識を高め、結成の意欲向上につなげてもらうこと。

3点目として、国や北海道等の各種の交付金や助成制度などを活用して、自主防災組織活動カバー率向上のための各自主防災組織に対する優遇措置について検討を行うことを進めていきたいというふうに考えております。

○白川委員

国や北海道からの助成制度があるということを私も初めて伺ったので、ここについては積極的に取り組んでいただければと思います。

次に、先ほどお話しした春日部市について、自主防災組織で活動する防災士を養成した組織数は、平成28年度には103組織ございまして、5年後の令和3年度には158組織と、年々増えている状況となっております。

春日部市の自主防災組織連絡協議会では、防災士の入会制を採用しているということでした。その結果、市の助成による防災士の資格取得者と合わせて、令和3年度は195組織中158組織、321人の防災士が養成されて、地域防災力の向上につながっているということが、春日部市の令和3年度の行政評価シートで公表されております。

代表質問でも訴えたのですが、やはり先進自治体では、この防災士に対して重要な位置づけを持っている印象がございました。そして、この防災士取得費用の助成は実際に行われており、その結果、地域での防災力向上の効果が見られていると思います。

このように、既にいい参考事例がありますので、本市の取組の検討を進めてはいかがでしょうか。これについてお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

本市といたしましては、災害時の防災士の活用も人材確保の手段の一つと認識しておりますので、今後、他都市の防災士育成に当たっての費用助成であるとか防災士の活用状況などを調査するとともに、地域防災力向上の取組の一つとして、本市において防災士をいかに有効活用していくかについて研究してまいりたいというふうに考えております。

○白川委員

ぜひ、前向きな研究、取組をよろしくお願いいたします。

◎G I G Aスクール構想について

続いて、G I G Aスクール構想について、何点かお伺いさせていただきたいと思います。

本市の最新の不登校児童・生徒数である令和3年度の数値で、小学校67名、中学校129名と伺いました。これは全生徒数の何%に値するのか、お示しいただけますでしょうか。

○（教育）学校教育支援室青柳主幹

本市の不登校児童・生徒数の全児童・生徒に占める割合につきましては、小学校全児童数3,947名に対して1.70%、中学校全生徒数2,211名に対して5.83%となっております。

○白川委員

この割合というのは、新型コロナウイルス感染症が広まったであろう令和2年度と比較して、こういった傾向がありますでしょうか。

○（教育）学校教育支援室青柳主幹

令和2年度における不登校児童・生徒数についてですが、同じ調査の結果から小学校49名、中学校117名となっており、全国と同様に、本市の小・中学校も増加傾向にございます。

○白川委員

増加傾向であるということが分かりました。

その不登校の児童・生徒に対するケアとして、家庭訪問で児童・生徒や保護者の悩みに寄り添って、授業のオンライン配信や1人1台端末を活用した課題に取り組ませるなどの学習支援を実施しているという御答弁をいただきまして、また、市教委庁舎内にふれあいルーム、また市内3か所にフラットルームを開設して、学校に登校できない児童・生徒の学習や集団生活での人との関わり方を支援することで、学校復帰に向けた取組を進めているというふうに伺いました。

現在、不登校の予備群についてはどういったケアをされているのでしょうか。学校との関わりについてお聞かせいただけますでしょうか。

○（教育）学校教育支援室青柳主幹

欠席が多く、休みがちな児童・生徒への支援の取組についてですが、各学校においては、児童・生徒が担任を中心として、養護教諭や校長、教頭を含めた全ての教職員に、いつでも相談しやすいような雰囲気づくりに努めると

ともに、家庭との連絡体制を密にして、児童・生徒や保護者の悩みに寄り添い、早期対応に取り組んでいるところでございます。

市教委においては、本年度よりスクールカウンセラーを1名増やし、相談時間を拡充して、児童・生徒や保護者への相談体制を充実するよう取組を進めているところです。

○白川委員

取組が充実されているということが分かりました。

続いて、指導員の部分で何点かお聞かせいただきたいのですけれども、令和4年度と令和5年度の指導力向上に向けた教員研修の件で、どのような効果が出ているか、示していただきました。令和4年度と令和5年度で延べ200名以上の教員が受講したとのことですが、その1個前の代表質問で、1人1台端末の授業での利活用の頻度については学校間で差があり、要因としては、教員によって端末操作の習熟度合いや効果的な指導方法の理解に差があるということが挙げられると考えているとの御答弁でございました。

この令和4年度と令和5年度で、延べ200名以上の教員が受講されたというのは、本来対象となる教員の何%に当たるのでしょうか、お聞かせください。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

令和4年度、令和5年度を合わせた値で申し上げますと、何%という話ありましたが、約3分の1の教員が研修に参加したということになります。

○白川委員

3分の1程度というのは、これは募集をして3分の1が集まったという認識でよろしいのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

研修対象になる市内の教職員を分母としまして、その教員方が参加したという参加者数、この割り算ということで、人数でいきますと3分の1程度という状況になってございます。

○白川委員

この指導力向上に向けた教員研修というのは、来年度以降も毎年行われる研修なのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

教員対象の研修については、次年度も行ってまいりたいと考えております。

なお、ICT等の活用につきましては、年々進んでいく、状況も変わっていくことも考えられますので、教員の研修については今後も必要であると考えてございます。

○白川委員

先ほどの質問に少し絡めてなのですが、教員によって端末操作の習熟度合いと効果的な指導方法の理解に差があるという部分については、教員研修を受けての結果なのでしょうか、お聞かせください。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

研修の機会として研修自体が市教委主催のものが全てではありませんので、市教委の研修を受けたことがこの結果に起因していると、全部とまでは言い切れないのですけれども、一定程度は研修受講によるものとは考えてございます。

○白川委員

この端末操作の習熟度合いや効果的な指導方法の理解に差があるという部分については、フォローするような取組等はあるのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

各学校に対しましては、市教委が行っている研修の成果について校内で行う、いわゆる校内研修の機会などを通じて、教職員間で還流するよう指導しているところでございます。

今後も各学校における校内研修の取組事例とか、授業場面での利活用の分かりやすい好事例を周知するとともに、教員方の研修機会も切れ目なく提供してまいりたいと考えてございます。

○白川委員

教員同士のそういったフォローがあれば、伝えるほうも、より頭に入っていく部分があるかと思いますので、引き続き取組をよろしくお願いいたします。

もう1点、代表質問の中でいただいた御答弁で、メタバースを利用した居場所づくりを進めていくことについての質問なのですが、課題として各家庭で利用できる環境があるかということを含めた御答弁がありました。

令和2年度の教育情報化推進事業費として、ネットワーク環境のない家庭への貸出し用モバイルWi-Fiルーターを購入されていると思うのですが、これは現在どうなっておりますでしょうか、お聞かせください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

ただいま御質問のありました令和2年度の国の事業で購入いたしましたモバイルWi-Fiルーターにつきましては、購入台数につきましては600台となっております。貸出し台数につきましては、現時点で46台というふうになっております。

○白川委員

そうすると550台余りが在庫というふうに受け取れたのですが、今後の使い方についてはどういうふうになっているか、お聞かせいただけますでしょうか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

これまでも実施しているところなのですが、新1年生に通知文書を配布して利用を促すとともに、道教委から活用例が示されておりますので、活用については校長会とも協議してまいりたいというふうに考えております。

○白川委員

せっかくあるものなので、有効活用していただければと思いますので、引き続き広めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎朝里中学校の改築について

続いて、朝里中学校の改築について何点か質問させていただきたいと思います。

改築について、PPP／PFI簡易検討の開始を予定されているということなのですが、改めてPPP／PFIの説明をお願いいたします。

○（財政）富樫主幹

まず、PPPから申し上げますけれども、これはパブリック・プライベート・パートナーシップの略でございます。公共施設等の建設、維持管理、運営等について、行政と民間が連携して行うことで民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもので、言わば官民連携全般を指すものでございます。指定管理者制度などもこのPPPに含まれるものでございます。

次に、PFIでございますけれども、これはプライベート・ファイナンス・イニシアチブの略でございます。いわゆるPFI法に基づき公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営力及び技術力を活用して行う手法のことで、これはPPPの類型の一つと位置づけられているところでございます。

平たく申し上げますと、施設整備費用の一部もしくは全部について民間資金を活用する場合はPFIであるということで、それ以外の官民連携事業はPPPに含まれるというふうに理解して差し支えないかと思われます。

○白川委員

簡易検討という部分も説明していただけますでしょうか。

○（財政）富樫主幹

一般的にPPP／PFIの導入検討につきましては、通常は、簡易検討、詳細検討の2段階で行っているところ

でございます。

簡易検討については、PPP／PFI手法の導入に当たり、詳細検討であるコンサルタントが実施する導入可能性調査に先立って実施をするものであって、本市におきましては、今回、朝里中学校という御質問でございますので、この場合は教育部が事業担当部局として、実施することを基本としているところでございます。

採用の可能性があるPPP／PFI手法については、国が示しております簡易的な検討の計算表というのがございまして、これに基づきVFM、バリュー・フォー・マネー、要は財政的なメリットがあるかということになります。これを算定する定量的調査と、他都市の類似事例とか一般的な観点から効果や課題等を整理する定性評価を実施し、詳細な検討が必要なかどうかを簡易的に判断するというものでございます。

○白川委員

今、御説明いただいたPPP／PFI手法の簡易検討を進めることで、従来方式と比較して改築の完了が後ろにずれ込むことになるという認識でいいのでしょうか。

○（教育）施設管理課長

今、小樽市PPP／PFI手法導入優先検討指針の策定前と策定後という御質問だと思いますけれども、具体的にはこれから検討を進めていくこととなりますが、今後の検討次第ではございますが、策定前と比べますと、最大で1年から2年は遅れる可能性があるというふうに想定してございます。

○白川委員

このPPP／PFIの推進は、現在、我が国でも推進している方法で、自治体に向けて様々な支援措置を講じているというふうに思いますが、この一学校単体の改築をこのPPP／PFI手法で行うのは、前例があるのでしょうか。あれば具体的にお示しいただけますでしょうか。

○（教育）施設管理課長

内閣府がホームページで公表しておりますPFI事業事例から学校施設の一覧があるのですが、その中で全国の小・中学校の校舎改築ですとか、校舎の新築という部分でいきますと25事業が実施されていることを確認しておりますが、学校単独で複合化している、していないという部分につきましては、これだけでは確認できないものですから、学校単独で実施した事例については承知できてございません。

○白川委員

もしかすると、今回、朝里中学校が初めての可能性もあるかもしれないということです。

これは後ろ向きな個人的な発想で申し訳ないのですが、万が一、PPP／PFIに手を挙げる民間業者がいなかった場合は、どういう対策をされるのでしょうか。手を挙げて民間業者が出てくるまで募るとなれば、またその分、工期が遅れて完成も遅れて、その結果、生徒の方々の期待に背くことにつながりかねないというふうに考えてしまうのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○（財政）富樫主幹

先ほどお話をいたしましたコンサルタント委託の詳細検討、導入可能性調査でございますけれども、ここにおいて、他都市の類似事例の調査などにより、前提条件をまず整理させていただくことになろうかと思います。

ここで詳細な事業スキームについても検討を行った後、これらを踏まえて詳細検討において市場調査を行います。ここで手挙げする事業者がいるかというのをアンケート調査に基づいて民間事業者の意向を確認いたしますので、手挙げする事業者がない場合は、先ほど委員も御懸念をお示しいただきましたけれども、前提条件を見直すのか、これにより難い場合については、PPP／PFI手法の導入すら諦めるというか、しないということになるかと思います。

○白川委員

このPPP／PFI手法について、私もいろいろ調べていた中で、やはり複合的な施設という部分では事例があ

って、それに対して、一学校単位というのが今まで見当たらなかったもので、こうなってくると実際に手を挙げる民間業者が、どこにメリットを見いだすのかというところが少し疑問な部分があったのですが、それについてお答えいただけますでしょうか。

○（財政）富樫主幹

一般論としてのお答えでございますけれども、事業者については施設の建設後、場合によっては維持管理、運営を行って、投下した資本を自治体が支払うサービス購入費用で回収するというスキームになっております。PFI事業に関しましては、施設整備費用というのは非常に大きいので、当然、長期包括的な事業として受託すること自体のメリットがあるというところでございます。

また、従来、自治体が担ってきました、まちづくりみたいな公共的な視点の事業に関わることができるということも民間事業者にとっての実績になりますし、PPP／PFIに関しましては、仕様発注と言って細かく仕様を設定して発注するのではなくて、性能発注と申し上げて大体のスペックを決めて発注する形になりますので、これには民間事業者のノウハウが生かされる余地があるということで、こちらもやはり民間事業者にとっては実績づくりに寄与するというふうに考えられます。

○白川委員

今後の向かう部分について、注視したいと思います。

◎新総合体育館とプール室について

次が最後の項目になります。新総合体育館とプール室についてなのですが、新総合体育館とプール室についての料金形態をどのようにするか決まっておりましたら、お聞かせいただけますでしょうか。

○（教育）近藤主幹

新総合体育館とプールの料金形態につきましては、現時点ではまだ協議する段階までは至ってございません。

○白川委員

ちなみに、現在の総合体育館や高島小学校温水プールの利用料金というのは、どのタイミングで決定したのでしょうか、お聞かせいただけますでしょうか。

○（教育）近藤主幹

現総合体育館、それから高島小学校温水プールの料金が正式に決まりましたのは、それぞれ料金について、体育館は条例、それから温水プールについては規則を定めることで決定しております。

これを定めた時期は、実はそれぞれ1か月程度前ということで、開館の直前に条例を定めておりますけれども、ただ実際は、その条例を定めるに当たっては、相当前から皆様に条例案等を諮って協議してもらったと思うのですが、かなり昔の事例だったものですから、その辺は具体的にいつから協議を始めたのかは確認することができませんでしたが、市民の皆様にこうした料金等を御理解いただくのであれば、少なくとも1年以上は検討期間が必要ではないかというふうに考えてございます。

○白川委員

今、御答弁いただいた内容からすると、大体新しく施設が出来上がるまでは、そこから1年ぐらい遡っていくところまでは料金は決められないということで、理解いたしました。

現総合体育館、高島小学校温水プールを使用されている皆さんに加えて、新規の利用者をつかむ上で非常に重要な料金の設定については、本当に行政としてのサービス提供に必要なコストとの兼ね合いで非常に大変な部分があるかと思いますけれども、この想定利用料金と決算額という部分に大きな乖離が生じないように検討のほどよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

最後に、新総合体育館の使用方法について、コンサートやイベント開催時の屋外スペースの確保についてなのですが、新総合体育館の主な屋外スペースは、現総合体育館の跡地に整備する駐車場と体育館と駐車場をつな

ぐデッキを想定していると。イベントの際には、このデッキや駐車場を物販や入場列のスペースとして有効に活用することができるものと考えておりますということを伺いました。

また、イベント等の開催時には混雑を避けるために、イベント等の参加者は2階、プールの利用者は1階を入場口とする。そういう対策によって動線を分けることができるためプールなどの利用者は通常どおり利用することが可能ですという御答弁をいただいております。

そこで一つ気になったのですが、コンサートやイベント開催時の屋外スペース使用時に、このプールなど利用する際に、車で来て、この駐車場を利用することは可能なのでしょうか。また、その場合、コンサートやイベント目的の来場客も車で来る可能性があるのではないかとというふうに予想されますが、それによって最悪、駐車場がごった返すおそれがあると考えますが、それについての対策をお聞かせいただけますでしょうか。

○（教育）近藤主幹

まず、現総合体育館を解体した後の駐車場につきましては、公園駐車場ということで、イベント、それから野球場の利用者に限らず、どなたでも様々な用途の方が自由に利用できるというようなことを現時点では想定しております。

委員のおっしゃるとおり、イベント開催時には駐車場が足りなくなるということは想定されるのですが、そうした場合には、今は、例えば市役所の駐車場を一時的に使うとか、そういった対応するのですが、臨機応変に指定管理者もしくは運営会社と協議してまいりたいというふうに考えてございます。

○白川委員

実際に動き出してみてトラブルが起きてしまつては、やはり利用される方も悲しい思いをしてしまう部分があるかと思しますので、多角的な部分でいろいろな想定をしていただいて、対策を事前にさせていただきたいというふうに考えておりますけれども、それについてのお考えはいかがでしょうか。

○（教育）近藤主幹

確かに、近くなりましたらいろいろ想定しなければならないと思いますので、イベント規模に応じてどのぐらい止められるか。新しい駐車場は、可能な限り大きいものに、有効に土地を使って、たくさん止められるようにすることを検討しまして、その後に、実際に規模に応じた場合の様々な想定をしていきたいと考えてございます。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

みらいに移します。

○小池委員

◎熱中症対策について

我が会派の白濱議員の代表質問や、先日の予算特別委員会でも熱中症対策についてお聞きいただきましたが、もう少し関連してお聞きしたいことがございますので、質問させていただきます。

先日の予算特別委員会では、学校の暑さ指数を計る、暑さ指数測定装置に関して質問させていただいたところですが、暑さ指数31度以上の場合は、運動の原則中止、特別の場合以外は運動を中止する、特に子供の場合は中止すべきと、日本スポーツ協会の熱中症予防運動指針にも記載されるなど、暑さ指数、WBGTは判断材料としてはとても大切な指標と考えます。

小樽市の暑さ指数は環境省のホームページでは確認できるということも理解いたしましたが、実際の現場がどの

ようになっているのかということが特に重要と考えますので、測定装置は必要と考えます。

では、総合体育館など体育施設のある公共施設においては、どのような整備状況なのかお聞かせください。また、その必要性について見解をお示しください。

○（教育）生涯スポーツ課長

総合体育館につきましては、暑さ指数測定装置は整備しておりませんが、整備することは必要であると考えております。

○小池委員

では、総合体育館等の体育施設では、暑さ指数31度以上の場合、また、熱中症警戒アラートが発表された場合は、施設利用者に対してはどのような対応、また、注意喚起など対策を講じているのか、お示しください。

○（教育）生涯スポーツ課長

総合体育館におきましては、定期的に温度を測定しており、運動するのに室温が高い場合には、水分補給や休憩を取るよう声をかけを行っているところであります。

○小池委員

以前、中学生のバドミントンの市民大会が、暑さ対策としてなのか中止になったと思いますが、このことについて経緯をお示しください。

○（教育）生涯スポーツ課長

小樽市民スポーツ大会バドミントン競技会ですが、主管しております小樽地区バドミントン協会が、当日の気温や湿度を勘案し、熱中症予防対策として中止を決定いたしました。

○小池委員

このとき、市教委から何か開催に当たっての注意喚起などはされたのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

開催に当たっての注意喚起は特にはいたしておりませんが、8月に伊達市で小学生が亡くなられたということもありまして、開催する場合には十分注意するというふうな口頭での説明はさせていただいております。

○小池委員

先日、学校の対応について質問させていただいて、その場合は市教委から学校側に通知して、学校側が判断するという流れがあったので、体育館の場合は、市教委から、その指定管理者なのか、それとも利用団体なのか、利用者なのかという、その流れというのはどのようなになっているのか、お聞かせください。

○（教育）生涯スポーツ課長

総合体育館は指定管理者に委託しておりまして、市教委から指定管理者に都度周知するような指導はさせていただいているところであります。

○小池委員

今後、市教委としては大会やスポーツイベントの暑さ対策として、開催の可否に関しても、その判断基準や注意喚起が必要ではないかと思えます。それをもって主催者団体や利用者に対しての通知、周知することが必要と考えますが、その主催者団体への通知、注意喚起に関しての市教委の見解をお示しください。

○（教育）生涯スポーツ課長

個人の利用者に対しましては、受付時や施設の管理者が各体育室を回り、水分補給や休憩を取るよう引き続き声かけにより注意喚起をしております。

大会につきましては、熱中症警戒アラートの発令が予想されたり、気温が高くなることが予想される場合には、大会の可否について適切に判断するよう、大会関係者に向けての注意喚起の仕方について、今後、検討してまいりたいと思えます。

○小池委員

体育館だけではなくて、いろいろなスポーツイベントとかもあると思いますので、その場合、本当に安全なのか、もし熱中症警戒アラートが出た場合、そのまま継続していいのか、開催していいのかという判断をやはり主催者側がしないといけないと思いますので、そのための判断材料として、市教委からの注意喚起や通知をしていただきたいというふうに思っております。

小・中学校に話を变えますけれども、以前、市教委に対して、小・中学校の保健室の利用状況と熱中症の疑いを含む児童・生徒数を調べていただきました。この調査内容と結果について簡単にお示しください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

保健室の年間利用者についてですが、令和4年度公立小・中学校の体育・保健・安全に関する調査に基づいて、各学校から集計していただいた数値ですが、小学校の令和2年度から令和4年度までの平均利用人数は、利用者の多い学校上位3校から、それぞれ2,568人、2,474人、2,148人、少ない学校が3校、それぞれ506人、284人、163人となっておりまして、同じく中学校の令和2年度から令和4年度までの平均利用人数は、利用者の多い学校から3校それぞれ1,237人、1,186人、1,180人、少ない学校が3校それぞれ347人、254人、97人となっております。

小学校の熱中症の疑いを含む人数でございますが、多い学校3校が76人、15人、13人、少ない学校3校が1人、ゼロ人、ゼロ人となっておりまして、中学校の熱中症の疑いを含むものでございますけれども、この人数は多い学校が20人、17人、8人、少ない学校は人数がゼロ件の学校が5校ございました。

○小池委員

今、学校名はおっしゃっていませんでしたけれども、この調査状況を見ると、まず小学校では、潮見台小学校が76人と断トツで熱中症のおそれによる生徒が多い状況にありました。

まず、このことについて見解があれば、お聞かせください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

人数の違いでございますけれども、各学校によって温度や湿度、日の当たり方などが異なるとともに、児童・生徒の数にも違いなどもございますので、様々な要因が考えられるというふうに考えております。

○小池委員

それぞれ学校で違うと思いますが、保健室の利用人数が多いところだと2,500人とか、今言われた潮見台小学校でいうと年間で1,828人のうち76人が熱中症、またその疑いの生徒数だったということで、全体としては数は少ないのかというふうに思うのですが、その中で、ほかの学校ではゼロ人というところがあったのです。このゼロ人というのは、少し私としては疑いがあると思ひまして、熱中症のおそれによる児童・生徒の人数把握については、各学校はどのようにカウントされているのか、お示しください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

人数の把握につきましては、環境省から発出されております熱中症環境保健マニュアルを基準といたしまして、養護教諭が把握しております。

○小池委員

今後、熱中症や、そのおそれによる保健室の利用者の把握につきましては、熱中症の症状には典型的な症状が存在しないようではあります、その日の気温や湿度など環境を考慮し、めまい、立ちくらみ、頭痛、吐き気などの場合は熱中症による症状なのかを判断し、人数把握をしていただきたいと思いますと思いますが、見解をお示しください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

先ほども示させていただきました環境省のマニュアルの中の基準に基づいて判断しているところなので、今後も適切に判断できるように基準を示してまいりたいというふうに考えております。

○小池委員

今回、熱中症対策として小学校の午前授業の対応を行ったことは、本市全体を見ても熱中症対策としては初めての対応かと思いますが、この市教委や各学校の判断、対応がほかの公共施設の基準になるかと考えております。だからこそ記録などに関しても一定程度、自立で行っていただきたいと改めてお願いするところではありますが、少し観点を変えて質問いたします。

今年は国内においても記録的な暑さではありますが、他の自治体においては熱中症の危険に伴うイベントに関して、事業の中止、延期、縮小を判断するための熱中症ガイドラインがある自治体もあります。

本市においては、今後このようなイベント開催における熱中症ガイドラインの作成は考えているのでしょうか。また、既にあるのでしょうか。

○（総務）総務課長

市主催のイベント開催の可否を判断するガイドラインですが、現在のところはございませんし、現状、作成については考えてはございません。

○小池委員

作成については考えていないということだったのですけれども、先日、防災訓練とかもありましたけれども、その日に熱中症警戒アラートが発表されたりとか、暑さ指数が31度を超えたりした場合もどうするかというのを判断する基準が必要だと思うのですけれども、そういった場合は、市としてはどういう判断をされるのでしょうか。

○（総務）総務課長

先ほど申し上げましたとおり、現状としてはそういう判断基準のガイドラインというのは考えてございません。暑さ指数ですとか、あるいは熱中症警戒アラートといったときに、屋外での運動を避けるですとか、一般的に言われていることがございますので、主催者として判断するというような状況が現状でございます。

○小池委員

次に、消防本部にお聞きいたします。

今年のおたる潮まつりの3日間も、とても暑い日が続いており、救急車を何度か見かけることがありました。

この3日間の搬送人員について、昨年のおたる潮まつりの3日間と併せてお示してください。

○（消防）救急課長

おたる潮まつり開催期間3日間に市内で救急搬送した日ごとの熱中症による搬送人員についてですが、令和4年は7月22日が1人、23日は搬送人員はなく、24日が1人となっております。

また、令和5年は7月28日が4人、29日が8人、30日が8人となっております。

○小池委員

では、ここ3年間の熱中症、また、そのおそれによる搬送人員についてもお示してください。今年に関しては8月末までの件数でお願いいたします。

○（消防）救急課長

熱中症による搬送人員ですが、令和3年が74人、4年が40人、5年は8月末現在で172人となっております。

○小池委員

令和3年も暑い年だったと思うのですが、今年に関しては倍以上の人数が出ているということが分かりました。

おたる潮まつりの熱中症対策はどんなことをされていくかというのは、経済常任委員会ではないのでお聞きいたしません。来年度以降、おたる潮まつり期間に、もし熱中症警戒アラートが発表された場合や暑さ指数31以上になることも今後、考えられると思います。

来年度以降のイベントにおいて、熱中症対策も含めて開催の可否の判断だったり、注意喚起が必要と考えますが、総務常任委員会の所管のイベントで構いませんので、そういったイベントに関しての見解をお答えください。

○（総務）総務課長

イベント開催の可否に関する判断、あるいはガイドラインといったような御質問でございますが、先ほどから委員もおっしゃっているように、一般的に熱中症警戒アラートが発せられたとき、あるいは暑さ指数が31以上のときに注意が必要というのは言われているところでございます。

国では、こういったイベントの開催に関して、可否を判断するという基準というのを設けているというのは現状ございませんので、本市の中で熱中症対策を所管しております保健所と相談しながら、今後のイベント開催についての対応というのを判断して対応してまいりたいというふうに考えております。

○小池委員

環境省の熱中症予防情報サイトというところで、私も調べたのですが、「夏季のイベントにおける熱中症対策」、「イベントの中止の判断基準などの準備」、「イベントを実施する場合、想定以上に暑熱環境が悪化し多くの熱中症の発生が危惧される事態など、不測の事態が起こる可能性があります。対応を事前に検討しておき、必要に応じて中止の判断を行うことを想定してその基準や考え方を準備しておくことが必要です。特に夏季に開催するイベントの場合、劣悪な環境になると、熱中症患者が集団で発生する可能性があります。そのような場合は、緊急車両の不足により、医療機関への迅速な患者の輸送ができず、被害が大きくなる可能性があることから、速やかなイベント中止の判断が必要になります。この際に重要なことは、イベントの中止を判断する基準をあらかじめ作成しておくことと、判断をする責任者を決定しておくこと、中止した後の対応を事前に決めておくことです。」というふうに環境省の熱中症予防情報サイトには書かれておりました。

これ自体を市がやるというのではなくて、主催者側がこのことについて準備をする必要があるのではないかとこのように思いまして、このことを市から主催者側に通知する必要があるかと思うのですが、見解をお示してください。

○（総務）総務課長

先ほど申し上げましたところ、私どもの小樽市の中で暑さ対策、熱中症対策を所管しておりますのが、厚生常任委員会所管であります保健所になるところでございます。

市としての対応というところになりますと、私どもの部局だけでそういうものを設定するということではできませんので、所管であります部局と相談しながら検討してまいりたいと考えております。

○小池委員

ここ数年は、新型コロナウイルス感染症の影響で、イベントにおいても自粛するなどの対応が必要でありましたが、今後は暑さ対策、熱中症対策を考えた上でのイベント等の開催について考える時代になってくるのではないかとこのように思います。

おたる潮まつりに限らず夏場のイベントにおいては、今後、本市で事故が起きないようにするためにも、対策の強化をしていただきたいというふうに思っております。

○委員長

みらいの質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時40分

再開 午後3時10分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

立憲・市民連合に移します。

○佐々木委員

◎後志管内消防指令業務の共同化について

1点目、後志管内消防指令業務の共同化について伺います。

令和4年1月から検討されてきたというふうに伺いました。命に関わる重要な案件だと思いますので、内容について少し細かく聞かせていただきます。

一つ目ですが、国・北海道消防の広域化及び連携・協力の推進についての中で、国が消防の広域化を進める理由は何でしょうか。

○（消防）徳田主幹

国が消防の広域化を進める理由につきましては、近年、災害や事故の多様化、大規模化など消防を取り巻く環境の変化への対応、また、人口減少に伴い財政面の制約などに対応するため消防本部の規模を大きくすることにより、人員や消防車両の集約や高度化など、消防体制の充実、強化を図るため、広域化を推進するものでございます。

○佐々木委員

次に、広域化を行うスケールメリットという言葉が何度か出てきておりますけれども、広域化を行うスケールメリットとは何でしょうか。

○（消防）徳田主幹

広域化を行うスケールメリットといたしましては、災害発生時における初動体制、増援体制の強化、現場活動要員の増強、救急業務、予防業務など高度化、専門化、財政規模の拡大に伴う高度な装備、資機材の整備の充実などとされております。

○佐々木委員

一方、北海道の広域化推進計画の議論では、消防本部の管轄面積が大きく、スケールメリットを見いだせないなどの理由で広域化の検討が進んでいなかった。それなのにもかかわらず、その後、第三次北海道消防広域化推進計画が策定をされています。その議論の経緯はどのようなものだったのでしょうか。

○（消防）徳田主幹

北海道では国の広域化の方針に基づきまして、効率的な消防体制の構築を目指し、平成20年3月に北海道消防広域化推進計画、平成25年12月には第二次北海道消防広域化推進計画を策定しておりまして、広域化につきまして議論が進められてきましたが、北海道の消防本部は管轄面積が全国平均の3倍と広大で、消防署所間の距離が大きく、初動の出動体制の増強、現場到着時間の短縮が見込めないなどの理由から、広域化が進んでいない状況であり、現在一部の地域にとどまっている状況でございます。

こうした状況の中、平成31年3月に第三次北海道消防広域化推進計画が策定され、広域化の検討と並行し、消防の連携協力の一環である消防指令業務の共同化を積極的に検討することとされたものでございます。

○佐々木委員

私も最初にその辺のところがかかったものですから、この質問をさせていただいて、その辺の疑問を解いていただこうと思って質問させていただいております。

2番目の後志管内における共同化の協議状況についての中から、当初、羊蹄山ろく消防組合も入って、岩内・寿都地方消防組合、北後志消防組合から共同化についての協議開始の申入れが小樽市にも入って協議会を設置したとのことでした。

協議の経緯をもう少し詳しく説明をお願いいたします。

○（消防）徳田主幹

本市におきましては、東日本電信電話株式会社による電話通信網のＩＰ化、あるいは第三世代移動通信網、通称、３Ｇ通信と言いますが、これのサービスに対応するため、令和７年度に消防指令システムの更新を予定したところでございます。

このような状況の中、将来的に消防指令センターの整備・更新が必要となる後志管内３消防本部から小樽市の更新に合わせた共同化の検討をしてほしいとの申入れがあったことから、後志管内消防指令業務の共同化について協議が開始されたものでございます。

○佐々木委員

しかし、現段階ではその中の一つ、羊蹄山ろく消防組合は参加していない。羊蹄山ろく消防組合が参加していない理由を詳しく説明してください。

○（消防）徳田主幹

羊蹄山ろく消防組合におきましては、平成24年に同組合が整備した消防指令センターが耐用年数を超え、指令業務の維持が困難となったことから、令和４年度に消防指令センターを更新したため、今回の共同化には参加しないこととなったものでございます。

○佐々木委員

ということで、整備してしまったからということなのですけれども、次期更新時に参加を検討するというふうな資料には載っておりましたけれども、それが具体的にはいつ頃になるのか。それから、検討の結果、参加しないという選択もあり得るのかどうか、お聞きます。

○（消防）徳田主幹

羊蹄山ろく消防組合につきましては、現在、運用中の消防指令センターの更新時期に合わせた参加について検討することですので、現時点においては参加の有無であったり、時期等については未定となっております。

○佐々木委員

ついておりました地図等を見ても、羊蹄山ろく消防組合というのは、今回の中央地域に当たります。単純に私みたいな素人から見ると、どこにでも迅速に支援に行ける中央地区だと思うのです。

その羊蹄山ろく消防組合が参加しないということでのデメリットはないのでしょうか。

○（消防）徳田主幹

消防指令業務の共同化につきましては、119番通報を受け付けまして、その地域の消防車や救急車に出動指令を行うことが業務となります。このことから、羊蹄山ろく消防組合が参加しないことによる出動体制上のデメリットはないと考えております。

○佐々木委員

一つ安心をいたしました。

それでは、３番目の共同化の概要及び効果について伺います。

本市にとってのメリットはどこにあるのかというふうに考えました。こちらで挙げられていることというのは、市内で言えば、現在においても大体できていることなのではないかと。また、費用の低減などの効果は理解できるのですけれども、デメリットというのはないのでしょうか。

○（消防）徳田主幹

共同化における本市のメリットですが、現在、国が導入を進めている映像やテキストチャットを利用した通報システムなどに対応した、高度な機能を持つ消防指令センターの整備に当たり、共同で整備することによる費用の低減となります。

デメリットといたしましては、通信が広範囲にわたる地域からの119番通報を受け付けることから、土地カンがな

い地域からの通報や地域固有の名称を用いた通報に対応が求められることですが、これに関しましては、共同指令センターの運用が開始されるまでの間、共同化する消防本部の協力をいただきまして、地理や消防水利などの研修を重ねて行うことで、適切に対応してまいりたいと考えております。

○佐々木委員

まさにその辺のところは私も一番気になったところでしたので、対応をよろしくお願ひしたいと思います。

どうしてもこうなってくると聞かざるを得ないのですけれども、泊原発があります。事故発生の際、泊原発及び共和町に置かれている北海道原子力防災センターが動くことになりますけれども、指令系統、役割分担、連携はどうなっていくのでしょうか。混乱というのではないのでしょうか。

○（消防）徳田主幹

共同指令センターは、各市町村からの119番通報を受け、通報内容に対応した消防車や救急車に出動指令を行うものでございます。

御質問のあった泊原子力発電所におきまして事故が発生した場合も、各町村からの119番通報は変わらず共同消防指令センターで受け付け、通報内容に対応した出動指令を行うこととなりますが、現時点において混乱等はないと考えております。

なお、泊原子力発電所を管轄する岩内・寿都地方消防組合は、事故が発生した場合、速やかに北海道原子力防災センターに職員を配置し、現地調整を行うと聞いております。

今後、共同指令センターでは、事故が発生した際の対応について、岩内・寿都地方消防組合との間で指令系統、役割分担などの連携について検討を進めたいと考えております。

○佐々木委員

先ほどもお話がありましたけれども、単純に考えると、災害発生場所と指令センターというのは、近いほうがいいのではないかと。先ほどもお話のあった道路の状況や天候や自然の特徴、その土地の特徴や何かもあると思うのですけれども、ふだんから把握できる地域に密着しているところのほうがいいということは単純に思わさるのですけれども、それでもその他のメリットが、今回上回るということで押さえてよろしいですか。

○（消防）徳田主幹

共同指令センターでは、近年のネットワーク等の進捗により119番通報の受付時には、通報場所の位置を特定するもの、あるいは各地域の道路情報、河川情報、気象情報などを容易に確認できるほか、今後、動画やテキストチャットなどへの対応により、災害状況や傷病者の状況の把握、土地カンのない観光客からの通報等にも適切に対応可能となるメリットがございます。

○佐々木委員

構成市町村が合意した共同化の概要についてということで伺います。

運営方法について、小樽市への事務委託方式というのを選択したようですけれども、他の方式であと二つぐらいあるように聞いていますけれども、この方式を選んだ理由について説明してください。

○（消防）徳田主幹

運営方式なのですが、事務委託方式とした理由につきましては、大規模災害や特殊災害の発生時における非常体制の構築における迅速な参集が必要となることから、職員の居住地等を考慮いたしまして、本市で考慮した結果、本市に消防指令業務を委託することが最も適当であると判断したものでございます。

○佐々木委員

設置場所は小樽市消防庁舎3階ですね。

人員の増加、それから新たな設備等が設置されると思うのですけれども、現状のままのスペースで対応できるかどうか。

○（消防）徳田主幹

共同化で設置する消防指令センターの配置人員ですが、消防力の整備指針及び令和7年における各消防本部の通報件数の推計値から検討を行いまして、現時点で、本市の通信員1人が1日当たり受け付けている通報件数と、共同化を行うに当たり受け付ける通報件数を同程度とするため、119番通報を受ける通信を現在の15人から18人。また、共同化に併せて、消防指令業務を管理する責任者1名、各消防本部と連絡調整を行う運営1名を加えた計20名を配置いたします。

また設備につきましては、国が定める人口10万人以上40万人未満の消防機関が設置する高機能消防指令センターⅡ型となりますが、これにつきましては、現在、本市が運用している消防指令センターと同規模となりますから、設備等の規模に大きな変更は生じるものではございません。

なお、庁舎の改修につきましては、新たな消防指令システムの配置及び配置人員の増強・増員などから、事務室であったり、仮眠室等の改修が必要となりますが、消防本部庁舎3階を改修することで対応可能と考えております。

○佐々木委員

いろいろ御答弁をお聞きしまして、最初、単純に心配していたことは随分理解できました。

最後をお願いします。様々お聞きしましたが、やはり広域化のメリット、費用の低減というのが第一ではなくて、あくまでもこの広い地域に住む方々の命、財産を守る、使命遂行に役立つということが大事だというふうに思いますので、その上でお進めをいただきたいと思います。

◎標準授業時数に関して

次の質問は、標準授業時数に関してです。

2022年4月に文部科学省から示された公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の全国平均によると、小学校5年生と中学校2年生の2021年度における年間総授業時数が公表されまして、小学校5年生が1,059.9時間、中学校2年生が1,058.5時間と、どちらも標準授業時数1,015時間を上回る結果となりました。このことが小・中学校の教員方の働く環境に大きな影響を与えているということが中央教育審議会等でも多く指摘されて、その是正が求められています。

そこで、小樽市において2022年度における年間総授業時数の小学校と中学校の平均をお示しいただけますでしょうか。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

令和4年度の年間総授業時数についての御質問ですが、小学校5年生と中学校2年生で申し上げますと、小学校5年生の平均は1,062.9時間、中学校2年生の平均は1,047.4時間であります。

○佐々木委員

先ほど私から言った時数と比べまして、やはりほぼ全ての学校が標準授業時数を上回ったということだと思います。

年間総授業時数の一番多い学校の時数は、小学校と中学校それぞれ何時間となっているか分かりますでしょうか。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

令和4年度の実績で申し上げますが、小学校が1,085時間、中学校が1,071時間です。

○佐々木委員

今おっしゃっていただいた数字は、標準授業時数1,015時間を大幅に上回っているという状況が小樽市内でも起きている。その分、教員方の働く量が増えてしまっているということだと思います。

2023年8月28日、中教審の初等中等教育分科会、質の高い教師の確保特別部会からも、標準授業時数を大きく上回る教育課程の編成は早急に見直すべきという提言があり、また、緊急的に取り組むべき施策では、可能な学校においては、各学校の実情を踏まえ、令和6年を待つことなく今年度途中からであっても改善を進めるべきとありま

した。

市教委として、これらをどのように捉えましたか。また、これらを受けての対応についてもお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

本提言の内容についての御質問でございますが、まず標準授業時数を大きく上回る教育課程の編成につきましては、令和5年4月21日付、文部科学省の事務連絡、令和4年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果についてというものがございまして、これにおいて、災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態に備えることのみを過剰に意識して、標準授業時数を大幅に上回って教育課程を編成する必要はないことが留意事項として示されており、各学校にはこれまでも大きく上回ることなく教育課程を編成・実施するよう通知しているところでありますが、今回の提言は、改めて学校における働き方改革の観点からも重要な指摘であると捉えております。

また、可能な学校においては、各学校の実情を踏まえ、令和6年度を待つことなく今年度途中からであっても、改善を進めるべきとの点についても、同じく同事務連絡には、授業時数の配当や、その運用を工夫している学校の例としまして、保護者をはじめ、地域住民に対し、学校のウェブサイトなどにおいて、年間指導計画の実施状況について、常に情報共有、共通理解を図る中で、例えば順調に学習が進んでいる場合には、3学期において授業時数の配当を見直すなど柔軟な運用を行っている、このことが示されておりますので、学校は年度途中での無理のない改善としましては、このような例は参考にして対応することが大切であると、こういう認識を持っているところでございます。

以上、委員の御指摘の部分は、これまでも学校には通知により周知しているところでございますが、今回の提言を受けた対応という部分につきましては、文部科学省の諮問機関である中央教育審議会の特別部会が、現段階では文部科学省に対して行った提言でありますので、市教委としましては、これを受けた文部科学省の通知と具体的な方針等を踏まえて、今後、対応してまいりたいと考えてございます。

○佐々木委員

様々な具体例を挙げていただきました。そのような対応が取れていけばいいと思います。

また、今、御答弁にあった文部科学省の事務連絡、その他の中で標準時数を踏まえて教育課程を編成したものの、災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により当該授業時数を下回った場合、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとされるものではなく、災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態に備えることのみを過剰に意識して、標準授業時数を大幅に上回って教育課程を編成する必要はないこと。繰り返しになりましたけれども、そういう文言があります。この文言については、市教委としても、このとおりと押さえてよろしいでしょうか。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

文部科学省の事務連絡の捉えについてでございますが、本事務連絡では、御指摘の箇所を含め、三つ留意事項が示されてございますが、委員の御指摘の今の箇所につきましては、文部科学省が示している文言でございますので、このとおりの押さえをしております。

○佐々木委員

これまででは、学級閉鎖等の不測の事態に備えて、また、近年の新型コロナウイルス感染症対応で非常に先が読めない中で、各学校で教育課程編成をしていた。これは大変難しい作業だったというふうには思うのですけれども、標準時数を下回ることをおそれるあまりに標準授業時数を大きく上回るように教育課程を編成すると、結果として、教員自身が多忙に拍車をかけてしまうことが繰り返されてきたのだというふうに思います。

それをやめ、そして標準授業時数並みにそれを編成しようということをどうやら文部科学省もおっしゃっていただけているというふうに思うのですけれども、その一方で、標準授業時数はぴったりの編成をしてしまうと、

万が一の際の学校現場の対応に大変ゆとりがなくなってしまっていて窮屈になってしまうのです。そういう心配もあるわけです。

その辺りの配慮も必要かと思われるのですけれども、先ほどの話と相反する話ですので、加減が非常に難しくなってくる。その辺について市教委はどのようにお考えなのか、お示してください。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

委員が御指摘のとおり、この点は非常に大切な点であると考えております。標準授業時数に余剰時数を加えて、適切な幅がなければ、非常時への対応はもとより、各教科等に配当された時間でのみ授業しなければならないということになります。

児童・生徒の学習状況の理解の度合いを考慮して、少し時間をかけて丁寧に指導するという部分ですとか、定着の芳しくない内容を手厚く指導するということが困難になりますので、教員方にとっても、児童・生徒にとっても、不都合となるという部分は懸念されます。

この点は留意しなければならないというふうに考えますが、引き続き、標準授業時数を大きく上回ることなく、教育課程を適切に編成、実施するよう、学校には指導してまいりたいと考えてございます。

○佐々木委員

この夏の熱中症対策で、午前授業で時数カットをしています。そのような不測の事態で、今、授業時数はこれまでたくさん取っていたのを減らしてつくったときに標準時数を下回りそうだとしたときに学校ではどうするかというと、長期休業の日数削って登校日を増やしたり、5時間授業の日を全て6時間授業の日にしたりする。それで標準時数を下回るのを避ける、そういう過度な回復措置をどうしても考えてしまうのです。そうすると今度、また逆にもっと多忙を招き、本末転倒の事態になってしまうということが起こり得ます。

最後の確認なのですが、よって、子供たちの学習活動に影響を出さないための適度な回復措置等を配慮して行った上でも、なお、標準授業時数を下回ってしまったという報告が各学校からあったときに、市教委としてもそれを受け止めて、受理していただきたいというふうに考えますけれども、いかがでしょう。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

標準授業時数の部分でございますが、標準授業時数は学習指導要領で示している各教科等の内容を指導するのに要する時間を基礎として、学校運営の実態などの条件も十分考慮しながら定められているものでありますので、このことから、児童・生徒の学習への影響、この辺りも考慮すると、慎重な判断が必要であるとは考えております。今後も通知の趣旨を踏まえまして、適切に対応してまいりたいと考えてございます。

○佐々木委員

この標準授業時数の話をここまでしてきましたけれども、大原則、大前提は、やはり子供たちの学習活動をしっかり保障するということだと思うのです。その上で、今回の授業時数の議論を受けて適切な教育課程の編成により、学校現場、働く環境を改善していきましょうという話です。

その結果、今の話のように万が一の事態で、標準授業時数を多少下回ったとしても、各学校においては、その影響が子供たちに及ばないように配慮を当然、教員方は最大限しているはずなのです。そこはやはり信頼関係の上で今の配慮、御判断をお願いしたいというところは、強くお願いしたいと思います。

中教審の提言には、この授業時数の件も含めて様々な施策が示されています。本当に教員方の働く環境を少しでもよくしていかないと、今、教員の採用試験を受ける人がいない、受けたとしても、ほかの仕事に移って、結果として年度当初に欠員が生じる、そのようなことにも歯止めがかからない状況です。

そうした上で、教員の仕事が魅力的になるということを、中教審や何かの提言に沿ったことプラス、抜本的な解決も必要ですけれども、市教委と教員方が一致協力して、まずは進められるところから進めていただくようお願いいたします。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

共産党に移します。

○松井委員

◎消防指令業務の共同化について

初めに、消防指令業務の共同化について伺います。

消防の広域化というのは、そもそもどういうことでしょうか。

○(消防) 徳田主幹

消防の広域化は、消防組織法において、2以上の市町村が消防事務を共同して行うこと、また、市町村が他の消防市町村に消防事務を委託することと定義されておりまして、簡潔に申し上げますと、消防組織を統合することとされております。

○松井委員

広域化の検討が進まない傾向にある中、第三次北海道消防広域化推進計画を策定し、消防指令業務の共同化を積極的に検討することとしたとあります。

どうして北海道では、広域化が進まなかったのでしょうか。先ほどと重複するかもしれないですけども、もう一度お願いします。

○(消防) 徳田主幹

北海道では国の広域化の方針に基づきまして、効率的な消防体制の構築を目指しまして、平成20年3月に北海道消防広域化推進計画を、平成25年12月には第二次北海道消防広域化推進計画を策定し、広域化について議論が進められてきましたが、北海道の消防本部は、管轄面積が全国平均の3倍と広大で、消防署所管の距離が大きく、初動の出動体制の増強、現場到着時間の短縮が見込めないなどの理由から広域化が進まない状況であり、現在、一部の地域にとどまっている状況でございます。

○松井委員

後志管内で、消防指令業務の共同化を進めるということです。

現在の後志管内の消防本部の構成市町村をもう一度お願いします。

○(消防) 徳田主幹

後志管内の四つの消防本部を構成する市町村についてお答えいたします。

後志管内は、まず小樽市は単独で消防本部を持ち、岩内町、寿都町、島牧村、黒松内町、共和町、泊村及び神恵内村の7町村で構成される岩内・寿都地方消防組合。倶知安町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町及び京極町の計7町村で構成される羊蹄山ろく消防組合。余市町、古平町、積丹町、仁木町及び赤井川村の5町村で構成される北後志消防組合、計4消防本部20市町村となります。

○松井委員

次に、住民が119番通報してから、救急隊が現場に到着するまでの流れは共同化でどう変わるのでしょうか。例えば、寿都町で火災が発生したというような場合に、住民が119番をしてからその流れが今とどう変わるのか。また、小樽市ではどうなのかということを説明をお願いします。

○（消防）徳田主幹

共同化における119番通報から出動指令までの流れについてですが、まず、小樽市以外の消防本部につきましては、現在のところ、各消防本部が管轄する町村の消防署または消防支所において119番通報を受け付け、出動している状態ですが、消防指令業務の共同化により、今後は各消防署及び支所で受け付けていた119番通報を共同指令センターで一括して受け付けることとなります。それにより、通報内容から該当する消防署及び支所に対し、出動指令を行うこととなります。

なお、小樽市内からの通報につきましては、消防指令センターで受付を行い、対応する消防車または救急車への出動指令を行うため、現在と変わることはございません。

○松井委員

小樽市では変わらないということです。

次に、5町村を管轄する北後志消防組合と7町村を管轄する岩内・寿都地方消防組合、この通報業務も小樽市で一元化するということですが、小樽市の今の人口と面積、そして一元化で管轄されることになる市町村の総人口と総面積は、どのくらいになるのでしょうか。

○（消防）徳田主幹

共同化する消防本部の人口及び面積について、それぞれお答えいたします。

なお、人口につきましては、令和2年度国勢調査の結果から、小樽市につきましては人口が11万1,299人、管轄面積は243.83平方キロメートルとなっております。岩内・寿都地方消防組合につきましては、人口は2万9,759人、管轄面積が1,483.66平方キロメートル。北後志消防組合につきましては、人口が2万9,529人、管轄面積が1,015.13平方キロメートルとなっており、これらを合計しますと、人口につきましては17万587人、面積については2,742.6平方キロメートルとなります。

○松井委員

随分の人口と広い面積を管轄することになるのだなというふうに思います。

次に、羊蹄山ろく消防組合の参加は未定であるけれども、将来的に可能性はあるということなので、もし今後、羊蹄山ろく消防組合が参加した場合には20町村というふうになりますけれども、その場合の総人口と総面積は、どのくらいになりますでしょうか。

○（消防）徳田主幹

羊蹄山ろく消防組合が入った後の後志管内の消防本部全体の人口と管轄面積につきましては、まず人口でございますが、同じく令和2年国勢調査の結果といたしまして19万3,882人、管轄面積につきましては4,306.14平方キロメートルとなります。

○松井委員

合わせると人口が約19万人ということです。

共同化参加消防本部における119番通報の件数は何件でしょうか。昨年、小樽市と岩内・寿都地方消防組合、北後志消防組合、各消防、それぞれの件数と合計件数をお聞かせください。

○（消防）徳田主幹

まず、共同化を実施する消防本部における令和4年の通報件数につきましては、小樽市が1万192件、岩内・寿都地方消防組合が1,467件、北後志消防組合が1,982件、合計しますと1万3,641件となります。

○松井委員

昨年の通報件数が1万3,641件ということです。

このうち3,449件、25%に当たる部分が、岩内・寿都と北後志の通報件数になると思うのですが、共同化によって、配置人数と現在の地域における通信員の配置人数は、それぞれどのようになりますか。

○（消防）徳田主幹

現在の各消防本部における消防指令センターの通信員の配置人員につきましてですが、まず本市につきましては、1係5名の3交代、総員15名を配置しております。

また、本市以外の各消防本部につきましては、各町村の消防署及び消防支所で119番通報を受け付けていますが、当日勤務している消防隊員や救急隊員が受付業務を行っているため、専任の通信員を配置していない状況でございます。

○松井委員

12町村を見ている二つの消防組合を今後、共同化によって、小樽市で共同センターとして新たに管轄するということになるのですが、通報処理件数は約25%増えることになるけれども、配置は、小樽市での配置が5名から6名にということで1名しか増えないのです。

その人数で足りるのかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○（消防）徳田主幹

共同指令センターの配置人員につきましては、消防力の整備指針及び令和7年における各消防本部と通報件数の推計値から検討を行っております。

現時点で、小樽市の通信員1人が1日当たり受け付けている通報件数と、共同化を行うに当たり受け付ける通報件数が同程度となるように、各係1名の増員したところでございまして、これにより通信員の平均した受付件数は増加しないと見込まれることから、対応可能と考えております。

なお、共同化に合わせまして、指令業務を管理する責任者1名、各消防本部との連絡調整等を行う運営員1名を新たに配置する予定でございます。

○松井委員

増加しないと見込まれるということですが、先ほど、昨年の119番の通報件数をお聞きしましたが、高野さくら議員の代表質問の中で、熱中症により救急搬送した人数が、小樽市で昨年40人に対して、今年は8月末現在で172人だという答弁がありました。小樽市だけでも、昨年の4倍以上の人数を熱中症で救急搬送しているのです。もし何か災害級のことが起こったようなときに6人で足りるのかという不安は、どうしても残ってしまうのです。増加しないと見込まれるということですが、少しその不安は残るということをお伝えします。

後志管内の消防指令業務の共同化は、昨年の1月から検討が行われたということですが、その前の段階の検討はありましたでしょうか。経緯を説明してください。

○（消防）徳田主幹

後志管内の4消防本部におきます検討経過につきましては、平成20年から24年まで広域化を検討、平成22年から24年まで消防救急デジタル無線の共同化を検討、また、平成28年から令和2年まで消防指令業務の共同化を検討してきたところでございますが、いずれも合意に至りませんでした。

このことから、本市におきましては、東日本電信電話株式会社による電話通信網のIP化及び第三世代移动通信網、通称3Gサービスの終了に対応するため、令和7年度に本市単独での消防指令センターの更新を予定していたところでございます。

このような中、後志管内3消防本部から本市の更新に合わせた共同化を検討してほしいとの申出があったことから、後志管内消防指令業務の共同化について協議が開催されたものでございます。

○松井委員

資料によりますと、令和7年度には、共同指令センターの工事が完工というふうになっています。

随分早いというふうな印象を受けるのですが、完工を令和7年度にした理由はあるのでしょうか。

○（消防）徳田主幹

消防指令センターでは、先ほども答弁させていただきましたが、第三世代移動通信網、通称、3Gを利用している機器を多数使用しています。

この3Gサービスにつきましては、令和7年度に終了するということから、機器の更新が必要になり、これに合わせて共同化を行うことで、消防指令業務の共同化に伴う事業につきまして、緊急防災・減災事業債の活用が可能となります。この緊急防災・減災事業債の期限となる令和7年度を完工としたものでございます。

○松井委員

そういう財政的なこともあって令和7年度ということが分かりました。

あとは質問ではありませんけれども、共同指令センターとなって効率化されるのはいいのですが、今後、広域化の道を開くことになると、人員の削減ですとか、支所とか、消防車両が減らされるのではないかと、そうすると消防力も低下するのではないかとという懸念があります。後志は人口の割に広大な面積も有していますし、地形も変化に富んでいます、泊原発も抱えています。そういう中で、今頻発していますけれども、災害級の降雨、あとは熱中症、そういう対応も増加している中で、消防力が低下する、そういう安易な広域化には、日本共産党としては反対の立場ですということをお伝えして、次の質問に移ります。

◎新総合体育館について

次に、新総合体育館についてお聞きます。

小樽市総合体育館長寿命化計画によりますと、今年度、基本計画で、新総合体育館の機能や大まかな諸室の配置、スケジュールなどを示すとあります。

初めに、完成年度は何年になる予定でしょうか。

○（教育）近藤主幹

完成年度についてなのですが、基本計画におけるスケジュールはまだ検討中でありましてお示しすることはできないのですが、昨年度、策定しました基本構想におけるスケジュールで申し上げますと、完成年度は手法によって二つございます。

まず、設計と建設、それぞれ市が発注する従来方式でございますと、令和9年度の完成を予定してございます。

また、設計、建設、管理運営などを一括して民間にお任せする民活手法でいきますと、令和11年度中の完成を予定してございます。

○松井委員

スケジュールは、手法によって変わるというお話でした。

それでは、その手法についてお聞きしたいのですが、従来方式となるのか、民活、PFI方式となるのか、その方向性は決まったのでしょうか。

また、公共施設の中で、PFI方式で成功している例、そして失敗している例をお聞かせいただけますか。

○（教育）近藤主幹

事業手法の検討につきましては、現在、小樽市PPP／PFI手法導入検討委員会で、現在検討中でございまして、まだ方向性は示せる段階ではございません。

また、PFIの成功例、失敗例ということだったので、PFIの成功例としまして、私から体育施設ということでお答えさせていただくのですが、PFIの道内の有名なところでは、体育館では帯広市のよつ葉アリーナ十勝がございまして、私どもも実際にこの体育館を見てまいったのですが、設計と建設、それから運営の各企業が非常によく連携している状況でございまして、施設としても非常に利便性の高い施設であるなどという感想を受けてまいりました。

失敗した例というか、問題の起こった事例で申し上げますと、体育施設の建設後に施設を運営する特定目的会社

というのがあるのですけれども、こちらの筆頭株主である建設会社が経営破綻してしまったというケースがございました。その結果、一時、施設の運営が閉鎖になってしまったということだったのですけれども、その後、こちらの施設も現在は新会社に引き継がれて運営は継続しているというふうに聞いてございます。

○松井委員

手法については、まだ示せない段階だということです。

次に、新総合体育館に設置されるプールについてお聞きします。

第2回定例会で公認取得が可能になったということを報告されましたけれども、その前に公認取得は難しいとなっていたものが可能となった経緯をお聞かせください。

○（教育）近藤主幹

公認プールが採用可能となった経緯でございますけれども、当初、プール公認規則を定めている公益財団法人日本水泳連盟というところがあるのですけれども、こちらでは当初、公認プールには入水用スロープを設置できないという見解でございました。

小樽市が考えているプールにつきましては、お年寄りの方や障害者の方も当然使っていただきたいので、入水用スロープを設置できないとなると、公認プールを採用するのは非常に難しいという見解でございました。しかしながら、昨年度の末頃に日本水泳連盟の見解が変わりまして、公認プールにも入水用スロープを設置しても差し支えないという見解が示されたため、我々としても公認プールを改めて検討するといった経過がございます。

○松井委員

日本水泳連盟の見解が変わったということで可能になったので、第3回の検討委員会に公認プールを基本とするという案を提示する資料が出されました。

公認プールを基本とする方向に至った理由、報告にもあったと思うのですけれども再度お願いします。

○（教育）近藤主幹

公認とした理由としましては四つございまして、まず入水用スロープは先ほど申し上げましたとおり設置可能となったということ。それから、前からなののですけれども、たくさんの団体の方から、公認プールを求めるという要望をいただいているということ。それから、競技団体から具体的に公認プールにした場合の活用案というのが示されているということ。最後に、後志管内には現在、公認プールがございまして、管内の他の水泳団体からも大きな期待が寄せられているといった理由から公認プールの採用という方向性を定めてございます。

○松井委員

今、おっしゃっていただいたように、四つの理由から公認プールということです。2007年、平成9年に市営プールが廃止されて以降、市民の方とか水泳団体の皆さんから、公認プールを望む声が本当に多数ありました。後志管内で公認プールがない中で、やっと小樽市に公認プールができるということで安堵の声も聞いています。

確認ですけれども、これは公認プールの方向で確定したという認識でいいでしょうか。

○（教育）近藤主幹

現状を申し上げますと、今は小樽市新総合体育館整備検討委員会という委員会があるのですが、こちらで公認プールを採用することで進めたいという方針が定まったというのが現状でございます。

こうした方針が実際に記載される基本計画自体は、これからまた庁内会議やパブリックコメント等の手続を経て、最終的に教育委員会において最終決定されることになります。

ただ、事務局としましては、今、同委員会でこういった方針を定めましたので、これに沿って進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○松井委員

方針で定まったということですので、公認ということでお聞きします。

水深調整が必要になると思うのですけれども、その方法についてはどういう手法が検討されていますでしょうか。

○（教育）近藤主幹

我々の調べた中で、水深調整方法というのは四つほどございました。

一つは、電動で床自体を上下させる可動床という手法。それからもう一つは、プールの底にプールフロアというものを設置して、その上に乗る形で水深を浅くするというもの。それから三つ目は、給排水によって、水の量を調整することによって水位を調整する方法。もう一つは、同じく水の量を増やしたり減らしたりすることで水位を調整するのですけれども、それに調整水の貯蔵タンクを併設して水を無駄にしないという、そういった四つの方法がございます。

最初に述べました可動床というのは、非常にまずイニシャルコストもかかりますし、ランニングコストも定期的に検査等ございまして、かかるということが分かっていますので、市としては、可動床タイプを除いた、できるだけコストのかからないタイプの中で採用方法を検討していきたいというふうに今、考えてございます。

○松井委員

残る三つの手法の中で、これで進めようというような方向性というのは何か出ていますでしょうか。

○（教育）近藤主幹

三つの手法は、それぞれメリット、デメリットあってなかなか決め難いところもございまして、今のところまだ、どれにするかということまでは決めてございません。

○松井委員

次は、レーンの数のことについてお聞きしたいのですけれども、小樽市新総合体育館基本構想では、プールのレーン数はプール室の面積や求められる機能から、総合的に判断するということになっています。レーンの数は、幾つになる予定でしょうか。

○（教育）近藤主幹

プールのレーン数につきましては、現在の基本計画の協議過程の中におきまして、公認取得に必要なレーン数が6レーンということになってございますので、この6レーンを基本とするということで現在協議中でございます。

○松井委員

現在は6レーンを基本とする考え方ということなののですけれども、北海道水泳連盟から公認大会を開催することにより、全道各地から多くの選手が集い、交流を深め、家族と共に関係者が応援に駆けつけ、経済的効果も期待できるということで、全道大会を行える規模のレーンの要望が寄せられています。

道内の公認プールは7レーン以上がほとんどだと思うのですけれども、全道大会のことを考えた場合に、必要なレーン数の基準というものはあるのでしょうか。

○（教育）近藤主幹

まず、全道大会の規模ということになりますと、基本的には北海道水泳連盟の公式大会という位置づけになります。まず、本市は今、25メートルプールを予定しているのですけれども、基本的に50メートルプールを前提とすることになります。かつ、レーン数につきましては、規定で8レーン以上必要になるというふうになってございます。

○松井委員

基本的には8レーン以上が全道大会は必要だということで、今、小樽市では25メートルプールを基本に考えているということなののですけれども、諸室の配置は資料で見えていますけれども、現時点でのイメージであり、設計段階で変更になる可能性があるというふうに書いていますけれども、プールの例えば長さとか、レーンについても変更になる可能性というのも残されてはいるのですか。

○（教育）近藤主幹

50メートルプールにつきましては、実は、建設予定地は非常に狭隘な土地になっています。そこに諸室の平面図では、メインアリーナとサブアリーナ、それからプールというのを三つ並べて置くレイアウトになっているのです。それで考えた場合、残念ながら物理的に50メートルプールというのはもう入らないということになっておりますので、長さにつきましては、もう25メートルで確定というふうに考えてございます。

レーン数につきましても、同じく非常に狭い土地の中に入れていく中で、仮図面等を作って、いろいろレイアウトを考えていく中では、6レーン以上にするのは現状では非常に難しいかというふうになっております。もし6レーン以上にするのであれば、どこか別のところを削っていくとか、そういったことになりますので、正直難しいというところでございます。

○松井委員

全道大会の要望が出ていたものですから、私もせっかくそのくらいのレベルが造れるのであれば、小樽市の経済的効果ということも言われますけれども、あと、小樽市の存在感アップにもなるから、できればいいなというふうに思いました。これから、またいろいろと規模とか示していただけたと思いますので、それを待ちたいと思います。

それで、質問はこれで終わりますけれども、市民から寄せられた要望を参考に、使いやすい施設、総合体育館になるようにというふうに願っています。この市民プールについては、もう何年も何年も待たれていますので、早期の完成を望む声の本当に多く届いていますので、ぜひ早期の完成に至ることができるようによろしくお願いいたしますと思います。

◎暑さ対策について

次に、暑さ対策について伺います。

小・中学校の教室にエアコン設置を求める、高野さくら議員の代表質問に対し、検討を進めるという答弁がありました。まずは、よかったというふうに思っています。

札幌市は2027年度までに小・中、高校、全310校の教室や職員室にエアコン設置することを発表しています。道内で設置を検討する自治体が増える中で、自治体ごとの設置率のばらつきも今後、市民の関心事になるのではないかなというふうに思います。財政の問題もありますけれども、設置と決まっても、工事するには今度、時間も期間も要しますので、ぜひ小樽市として早急な対応をお願いしたいというふうには思っています。

私からは、学校以外のエアコン設置についてお聞きします。

社会教育系施設でエアコンが設置されているところはありますか。あれば、どこの施設か、お聞かせください。

○（教育）次長

体育施設を除く施設でいいますと、総合博物館本館、市立小樽文学館、市立小樽美術館となります。

○松井委員

では、エアコンが設置されていない社会教育系施設はどこになりますか。

○（教育）次長

同じく体育施設を除く施設でいいますと、総合博物館の運河館、図書館、生涯学習プラザとなります。

○松井委員

その中で、市立小樽図書館にエアコンが設置されていません。図書館は大人も利用しますが、子供が勉強する場でもあるのです。小樽市は児童館など子供の学習環境もはっきり言って少ないです。学びの環境を保障するためにも、学校同様に、せめて図書館にもエアコンが必要だと考えますが、その点いかがでしょうか。

○（教育）図書館副館長

今年はこれまでにない暑さでした。今後も温暖化の影響など、この暑さが続くものと考えますと、やはり読書や生涯学習の拠点として、小さなお子様から高齢者まで快適に図書館を利用いただくためには必要と考えており

ます。

○松井委員

図書館を利用する方からは、特に今年の暑さに関してどういう声がありますか。エアコン設置を望む声などは、やはりありましたでしょうか。

○（教育）図書館副館長

冷房はありますかというお問合せ、それから、読者や学習に集中できるように冷房を設置してほしいといった要望が寄せられております。

○松井委員

やはり寄せられていますよね。

図書館内の温度というのは計られていますでしょうか。

○（教育）図書館副館長

館内の各部屋に温度計を設置しておりまして、記録はしていないのですけれども、暑さや寒さの室温をチェックしておりまして、暑さが厳しい、そういった場合には窓や自動ドアを開放、それから扇風機を回すなどの対策を講じております。

○松井委員

小・中学校の教室については、エアコン設置の検討を早急に進められるものと思っていますけれども、それにしても、設置には一定の期間がかかると思うのです。

学習環境を早急に整えるという意味でも、まずは図書館に、来年の夏までにエアコン設置してはどうかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○（教育）図書館副館長

通常の冷房設備につきましては、期間等はまだはっきりと明言できないのですけれども、1階、2階の吹き抜け構造といった大きな空間でありますために、休館を伴う大規模な改修工事となります。そういうことから現状では来年の夏までに設置するということに関しては難しいと考えておりますが、学習室など一部の部屋に冷房を設置するなどといったことにつきましては、今後に向けて検討してまいりたいと考えております。

○松井委員

可能なところから、いろいろ検討を進めていただければと思います。

それで、今、地球温暖化の傾向で北海道でも、来年以降も猛暑日が続くという可能性があります。特に市民が利用する公共施設は、もはやエアコンは必需品だというふうにも言えます。

小樽市は古い施設が多いですので、頭の痛い課題だと思いますけれども、命と健康に関わることでありますので、ぜひ前に進めるよう検討をお願いしたいと思います。

◎小樽市自治体DXについて

最後に、小樽市自治体DXについてお聞きします。

先ほどの報告で、小樽市自治体DXに関する全体方針（案）についてのパブリックコメントを実施するということが分かりました。

ただ、今までのシステムを変えることによってどういう影響が出てくるのか、実際にはやってみないと見えてこないという分野でもありますので、パブリックコメントを実施するにしても、その後も進捗状況をお伝えいただければというふうに思います。

何点かお聞きします。

初めに、2月にデジタル行政推進本部を立ち上げたとありますけれども、この構成員はどういうメンバーで、何名で構成されていますでしょうか。

○（総務）デジタル推進室今井主幹

構成員は、本部長である副市長のほか各部局の長で構成されており、人数については18名でございます。

○松井委員

デジタル行政推進本部とデジタル推進室、この役割と関係はどのようなものになるのでしょうか。

○（総務）デジタル推進室今井主幹

デジタル行政推進本部会議の役割としましては、今後の行政デジタル化に関する事項の検討や、全体方針の推進及び取組状況の取りまとめといったもので、デジタル推進室は、デジタル行政推進本部の事務局としての会議の庶務、あとDXに関して、全庁的な取組については基本的にデジタル推進室が旗振り役として推進していくとともに、個別の取組については各部局と連携し、技術的な支援を行うものでございます。

○松井委員

関係が分かりました。

市民の利便性向上ということになりますけれども、確かにデジタル化によって便利になる方はいるとして、高齢者の多い小樽市でもありますので、デジタル化になじめない人にとって、実質的にサービスを受けることが難しくなるようなことはあってはならないというふうに思いますけれども、その辺は大丈夫なのでしょうか。

○（総務）デジタル推進室今井主幹

デジタル化を今後、進めていく際にも、全てをデジタル化するのではなく、対面による窓口対応なども考慮し、デジタルになじめない方がサービスを受けることが難しくなることがないように取組を進めたいと考えております。

○松井委員

対面によるということも考えられるということで、少し安心しました。

職員の生産性向上についてですけれども、デジタル化によって、職員の事務的負担が軽減されて、その分、職員にしかできないこと、例えば、相談の対応ですとか、企画の立案ですとか、施策の推進、そのようなことに人員を振り向けて、市民サービスの向上につながるということが期待できるのでしょうか。

○（総務）デジタル推進室今井主幹

デジタル技術の活用により、自動化できるような作業を機械に任せることで、それまでかけていた時間や人工を今度は人にしかできない業務に充てることができますので、先ほど委員にいろいろ例示いただいたような人的資源を市民サービスのさらなる向上につなげていくことが期待できると考えております。

○松井委員

次に、セキュリティ対策についてです。

今後、DXが進んでいく中で、セキュリティ対策としてどういうことが必要になりますか。

○（総務）デジタル推進室長

これから、デジタルをやってく中でセキュリティというのは当然大事になってくるものと私どもも認識しております。国で、ガイドラインですとか、そういうものも出ておりますし、最新のサイバーセキュリティ技術というのは民間でもいろいろと出てきております。

その辺の動向を踏まえまして、情報セキュリティポリシーというもので小樽市では守っていこうというところをルール化しておりますので、そういったルールの徹底ですとか、運用をきちんとしていくという辺りで、市が保有する情報システムですとか、情報資産の対策を努めていきたいというふうに考えております。

○松井委員

次に、推進体制でお聞きします。

外部の専門人材を活用するというふうにありますけれども、この人材とはどういう方、何人、考えていらっしゃる

いますでしょうか。

○（総務）デジタル推進室今井主幹

外部人材の活用につきましては、民間から行政情報アドバイザーが1名、デジタル推進アドバイザーが1名の計2名に来ていただいております。

行政情報アドバイザーについては、プロジェクト管理やシステム診断など情報システム全般に関する業務のほか本市におけるDX推進に係る各種支援や助言といったCIO補佐官的な業務を委託しております。

デジタル推進アドバイザーについては、地域活性化起業人制度を活用し、民間企業から派遣を受け、デジタル化に向けた事業推進等のサポートや現場からのDXに関する各種の相談、職員向けの研修などを行っていただいております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後4時26分

再開 午後4時50分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○松井委員

日本共産党を代表して、議案第23号小樽市非核港湾条例案は可決、陳情第2号小樽市立塩谷小学校の存続方については採択を主張し、討論を行います。

議案第23号です。核兵器は、人類が絶対に持つてはいけない兵器です。日本の政府が核兵器廃絶の先頭に立たないのであれば、地方自治体と市民から核兵器をなくす運動を起こす必要があります。米艦船の小樽港利用が相次いでいます。今後も軍事演習を広げながら頻繁に小樽港に寄港し、日常的に小樽港を軍事利用することが懸念されます。小樽市は、核兵器廃絶平和都市宣言を行っている観光都市です。小樽港の軍事利用、核兵器を持ち込ませない。それを許さないためにも、条例案が必要です。

陳情第2号です。塩谷小学校は、自然に恵まれた特色ある取組を行っている学校としても、また、地域におけるコミュニティの核としても重要な存在であり、塩谷小学校の存続は必要と考えます。

以上、各会派の皆さんの賛同をお願いいたしまして、討論いたします。

○委員長

以上をもって、討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第23号について、採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長

可否同数であります。

よって、小樽市議会委員会条例第15条第1項の規定により、委員長において、本件に対する可否を裁決いたします。

本件につきましては、委員長は否決と裁決いたします。

次に、陳情第2号について、採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案は可決と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。